

# 令和4年度公益財団法人船橋市医療公社事業報告書

## 第 43 期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 法人の全体的事項

当法人は、船橋市と社団法人船橋市医師会（当時）の出捐により、船橋市の保健衛生行政を補完する重要な協力機関として昭和55年3月31日に財団法人船橋市医療公社として設立されたもので、平成30年3月まで主に市の健診事業を実施しました。

平成24年4月からは船橋市夜間休日急病診療所の1期目の、平成29年4月からは2期目の指定管理者として管理運営を行ってきました。令和4年4月以降についても引き続き3期目の指定管理者として当診療所の管理運営を行ってまいります。

なお、平成25年4月1日からは公益法人制度改革関連法の施行に伴い公益財団法人に移行しました。

### 事業概要

当法人は、公益法人として夜間及び休日における急病患者に対し応急的診療を行うため、船橋市夜間休日急病診療所条例に基づく指定管理者として、船橋市夜間休日急病診療所の管理運営を（一社）船橋市医師会、（一社）鎌ヶ谷市医師会及び（一社）船橋薬剤師会並びに会員の協力を得て実施しました。

### 事業内容

#### 公益目的事業

##### 1 夜間休日急病診療所事業

###### (1) 夜間休日急病診療所の管理運営

年間（365日）を通じた管理運営を実施しました。

###### (2) 医療安全対策委員会の定期的開催

年度内に2回開催し、診療所の医療安全の確保を目的とした改善策の検討及び情報交換・事務改善等のための会議を実施しました。

###### (3) 夜間休日急病診療所の運営に係る市との協議

夜間休日急病診療所の環境整備及び運営方針について市と協議を行いました。

###### (4) その他

新型コロナウイルス感染への不安から受診を控える状況となり、大幅に受診者数が減少したため、令和2年6月1日から当面の間、外科診療及び深夜帯診療を休診しましたが、令和4年10月1日から再開しました。

- ・ 受診者数 延べ 3,615人
- ・ 月別、時間帯別受診者数

区分 月別	①休日	②前準夜	③平日前 準夜	④準夜	⑤深夜	合計
令和4年 4月	45人	53人	59人	58人	0人	215人
5月	79人	62人	70人	44人	0人	255人
6月	41人	53人	98人	40人	0人	232人
7月	160人	159人	128人	131人	0人	578人
8月	55人	46人	113人	52人	0人	266人
9月	51人	51人	71人	45人	0人	218人
10月	50人	57人	75人	69人	30人	281人
11月	41人	58人	82人	87人	32人	300人
12月	84人	71人	58人	85人	33人	331人
令和5年 1月	129人	73人	88人	71人	34人	395人
2月	78人	50人	70人	67人	21人	286人
3月	35人	38人	81人	74人	30人	258人
合計	848人	771人	993人	823人	180人	3,615人

(区分)

- ① 休日 (日・祝休日・年末年始) ( 9時～17時)  
小児科
- ② 前準夜 (土・日・祝休日・年末年始) (18時～21時)  
小児科
- ③ 平日前準夜 (平日) (20時～23時)  
小児科

- ④ 準夜 (土・日・祝休日・年末年始) (21時～24時)  
内科(小児科)・外科\*  
(平日) (21時～23時)  
内科・外科\*  
(23時～24時)  
内科(小児科)・外科\*
- ⑤ 深夜(平日・土・日・祝休日・年末年始) (0時～6時)\*  
内科(小児科)・外科

\* 令和2年6月1日準夜から休診していたが、令和4年10月1日準夜から再開。

**【附属明細書の作成について】**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しない。